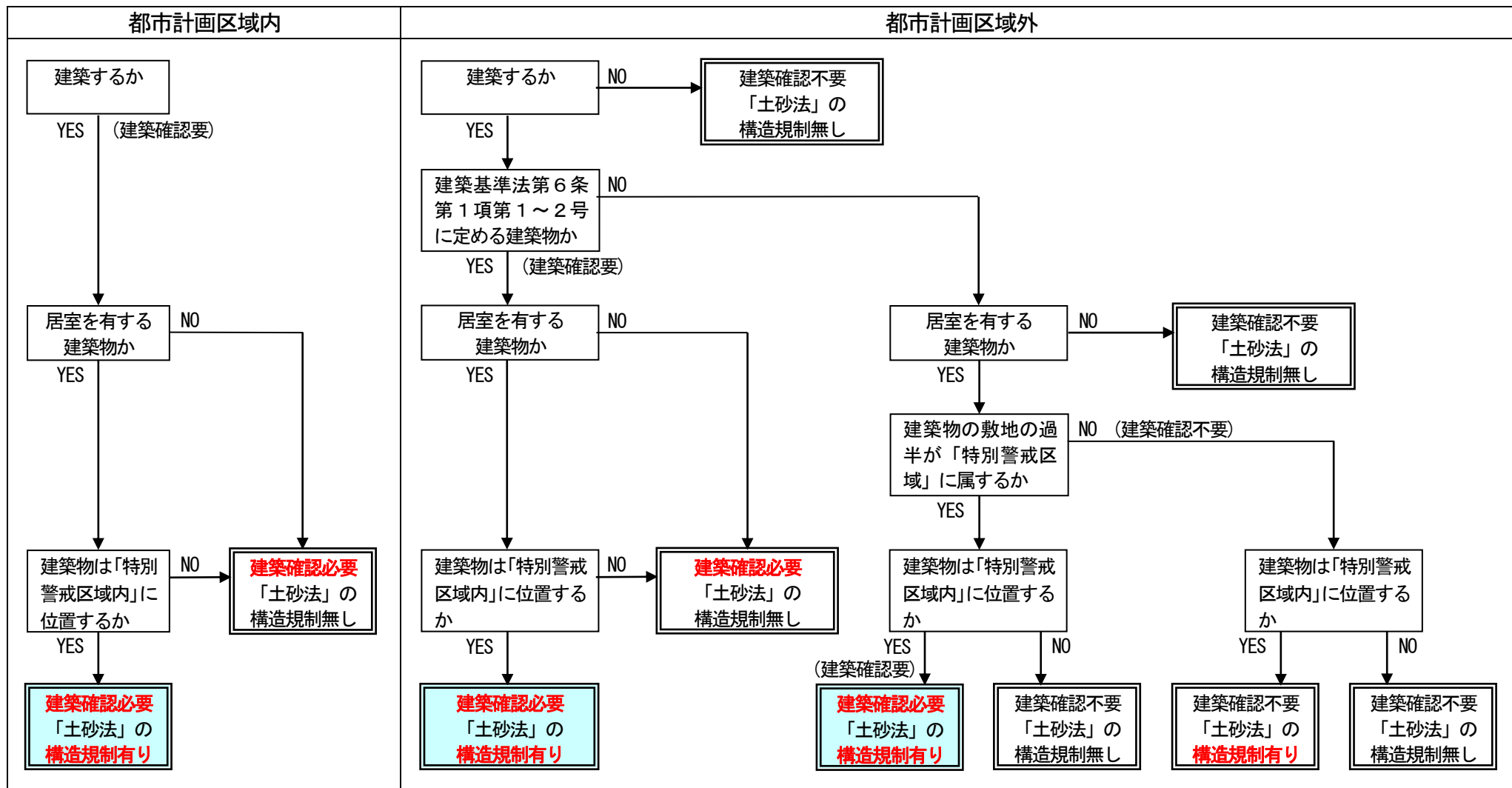


土砂法と建築基準法の関係フロー



※「建築確認不要」とは建築基準法第6条第1項の手続きが不要であることを指しますが、建築基準法の構造規定や防火避難規定等の適用は受けます。

※「建築物は「特別警戒区域内」に位置する」とは、居室の位置に係らず建築物の一部が区域内に位置する場合があります。

※建築物が「特別警戒区域内」に位置する場合は、砂防部局へ土砂災害特別警戒区域照会願出書2部提出し、砂防部局から回答があった願出書を確認申請書に添付する必要があります。
 (「建築確認申請書(正本)」には砂防部局から回答があった願出書の写しを添付し、原本は、「建築確認申請書(副本)」に添付してください。)